

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2635 号 2015.9.15 発行

障害があるから格好いい ”バリコレ” 堂々

大阪日日新聞 2015年9月13日

心や体が人と異なることによるバリアーをなくして楽しく生きよう、をコンセプトにしたNHKテレビEテレの障害者向け情報発信番組「バリバラ」(毎週日曜午後7時)が企画したバリアフリー・ファッションショー、略してバリコレが12日、大阪市北区のグランフロント大阪北館ナレッジプラザで行われ、計3回のステージに多数の見学者が入れ替わりながらステージに声援を送った。

はるな愛さん(右)をはじめとする性的少数者らによる踊りのパフォーマンス=12日午後、大阪市北区のグランフロント大阪



準レギュラーのはるな愛さんが番組出演した際に、「バリコレがあるんやったら、私たちがバリコレやろう」と、司会者の山本シュウさんと大西瞳さんに提案し実現。ゲストにファッションモデルの押切もえさんを迎え、車いすや義足のモデルをはじめ、知的障害のある人や性的少数者も加わって歌や踊りのショーを展開した。

全国から集まったデザインチームがユニークなバリアフリー作品を発表。はるなさんもデザイナーやモデル、ダンサーとしてフル出演した。

会場では、障害を持つ人らを対象に、ネイルアートやヘアアレンジ、メイクの無料体験コーナーをワークショップとして開催。司会の山本さんと大西さんは「“障害があっても格好いい”から、今日のショーで“障害があるから格好いい”まできた」と満足げだった。

発案者のはるなさんは「こんなに皆が力を合わせて楽しんでいるファッションショーは初めて」と笑顔。押切さんも「会場とステージの一体感が素晴らしかった」と感動していた。

この模様の放送は、10月4日と11日の2回に分けて放映される。

筋ジスと闘うデザイナー、サミットのロゴ審査委員に

読売新聞 2015年9月14日



近藤さんは自宅のベッドに横たわりながらマウスを操作し、ロゴマークをデザインしている(11日、三重県四日市市で)=谷之口昭撮影

来年5月、三重県で開かれる主要国首脳会議「伊勢志摩サミット」のロゴマークを選ぶ審査委員に、全身の筋力が衰えていく筋ジストロフィーと闘いながらグラフィックデザイナーになった同県四日市市の近藤敦也さん(25)が就任した。

特別支援学校の高等部在籍中に考案したデザイ

ンが、2008年の北海道・洞爺湖サミットのロゴマークに採用された経験もあり、募集対象の小中高生から多くの作品が寄せられることを楽しみにしている。

近藤さんとグラフィックデザインとの出会いは、肢体が不自由な生徒らが通う県立特別支援学校「北勢さらら学園」の授業だった。高等部3年の時、仲間5人で洞爺湖サミットのロゴマークの公募に出品した作品が、約4200点の中から最優秀に選ばれた。地球上で自然環境と人類が「共生」する姿を表現した。

近藤さんが動かせるのは左右の手と足先くらい。人工呼吸器も装着しているが、母親の直子さん（60）の介助も得て、ベッドに横たわったままパソコンのマウスを操作し、福祉施設などから依頼されたポスターなどを制作している。先月下旬には、三重県の官民でつくる「伊勢志摩サミット県民会議」のシンボルマーク制作も依頼された。

政府から審査委員会の委員就任を打診されたのは今月初め。「洞爺湖サミットのロゴマークを考案したことをきっかけにデザインの道を歩んで活躍し、三重県在住でもある」との理由だった。「僕でも大丈夫ですか」と尋ねると「もちろん」と言われ、引き受けた。

来月以降、選考会が開かれる。体調が許す限り、車椅子で出席して意見を伝えるつもりだ。「マークに『主要国が世界平和に貢献していく』というメッセージが込められていたらうれしい」という。

政府は伊勢志摩サミットのロゴマークを小中高生から募集している。締め切りは9月25日。募集要領は首相官邸のホームページで。

資金と人手が課題 児童養護施設退所後のケア



福祉新聞 2015年09月14日 福祉新聞編集部
左から赤尾さん、福本さん、前川さん

児童養護施設で暮らす子は原則18歳になると退所を迫られる。小さいころに受けた虐待で負った心の傷を抱えたまま社会に出て、つまづくこともある。頼れる実家がなく、失業をきっかけに路上生活に陥るケースも。社会福祉法人白十字会林間学校「あすなるサポートステーション」（神奈川県藤沢市）は県の委

託を受け、昨年7月から退所者のアフターケアを始めた。開所から1年がたちニーズに合う資金や人手の不足に直面している。

希望が持てない

「死ぬ気もないからただ生きていただけ」。

今年3月に“あすなる”にやってきた20代の男性は路上生活をそう振り返ったという。将来や自立にも希望を持てなかった。

男性は高校卒業と同時に施設を退所。住み込みの仕事に就いたが、うまくいかず退職した。実家には頼れず、住む場所、仕事、人とのつながりを一気になくした。

数年間日雇いの仕事を転々とし、1年ほど路上生活した末、トラブルをきっかけに退所した施設を頼った。

あすなるスタッフの福本啓介さんによれば、職員に付き添われ、あすなるに来た当初、男性はうつむきがちであり話さなかったという。福本さんは男性の生活を立て直す支援を開始した。仕事は男性が介護職に関心を示したため、一緒に介護施設を見学。施設の協力でインターンも経験した。施設の人や男性と対話を重ねて丁寧につないだ結果、男性は8月から非常勤で働くまでになった。

男性は定期的にあすなるに通う。「今の自分には希望がある。仕事を続けたい」と前向きな話をするようになったという。

気軽に相談を

あすなろの支援対象は原則、県内の政令市などを除く地域の児童養護施設（18カ所）退所者ら。

中には幼いころの虐待による心の傷が癒えないまま社会に出て、仕事でつまずき、男性のように路上生活に陥ったり、生活保護を受給したりするケースもある。

早めに施設にSOSを出せないのか。

福本さんは「退所者は職員が身を粉にして働く様子を見て育つため、気を遣い相談しにくい」と理由の一つを指摘する。児童養護施設でも働く赤尾さゆりさんは「職員はアフターケアの重要性を分かっている、入所児のケアもあり対応が追いつかない。休日に自費で支援することもある」と現状を明かす。そのため「あすなろには、困ったら気軽に相談してほしい」と福本さん。

施設職員や子も支援

あすなろの活動は退所者支援だけではない。施設で暮らす中高生に、退所後の生活や進学、就職に向けたサポートを行う。退所後に相談しやすい関係をつくる狙いもある。

支援対象の18施設には1人ずつ、パイプ役の職員「あすなろサポーター」がいる。毎月連絡会を開き、連携できる体制を整えている。職員から支援に関する相談を持ち込まれることも多い。一緒にケースに対応していくことで、施設のアフターケア機能を上げることも期待されている。

制度整える必要

相談は月約50件に上る。県などの補助金は年約790万円。専任職員は福本さんのみで、あとは他の施設と掛け持ちの非常勤が2人。退所者が困っていれば、情報提供で終われない。支援機関に付き添ってつなぎ、支える。継続的に気に掛ける必要もあり、人手は足りない。

国は今年度、あすなろのような「退所児童等アフターケア事業」を増やす予算を組む。民間も含め、自立支援の充実に向けた動きはある。

それでも手の届かない人はいる。代表の前川礼彦さんは「アフターケアのニーズは多い。自立支援を強化する第一線のこの事業があまりに弱い。需要に見合う制度を整える必要がある」と訴える。

あすなろでは支援会を作り、企業や個人を問わず1口5000円の会員を募集している（☎0466・54・8917、shonan.asunaro@gmail.com）

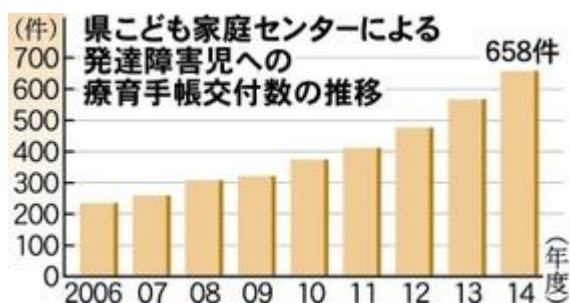
発達障害児手帳の交付最多 兵庫県、14年度16%増 神戸新聞 2015年9月15日

兵庫県内5カ所の子ども家庭センターが2014年度に交付した発達障害児への療育手帳の交付件数は658件で、13年度から16%増えて過去最多となったことが14日、県のまとめで分かった。県児童課は「発達障害への理解が進み、早い段階での福祉サービス利用を求める動きが広がっているのではないか」とみている。（永田憲亮）

県が、神戸市を除く中央（明石市）、西宮、川西、姫路、豊岡の各センターの相談援助活動を集計した。

県は06年度から、療育手帳（知的障害などに関する障害者手帳）の交付対象に発達障害児を追加した。14年度の発達障害児に対する療育手帳の交付件数は、13年度の567件から91件（16%）増の658件となった。06年度の240件から9年間で約2・7倍へと伸びた。

背景には、保護者らが早期に、通所・入所支援や相談支援などの制度を受ける傾向があるとみられる。子どもの進路を考えるためにも交付を受けるケースが増えているという。



「障害者差別解消」で学校がすべきことは 文科省が指針 斎藤剛史

産経新聞 2015年9月14日

2016（平成28）年4月から、障害者差別解消法が施行されます。一般的にはあまり周知が進んでいない面もありますが、これに対応して文部科学省は、私立学校や文化・芸術・スポーツなどの事業者に向けた対応指針をまとめました。障害者に対して、学校などはどのような対応を取ることが求められるようになるのでしょうか。

2013（平成25）年6月に成立した同法は、障害を理由とする差別的な取り扱いを禁止するため、行政など公的機関に対して、障害者への「合理的配慮の不提供の禁止」という形で障害者に対する支援を義務付けるほか、企業など民間にも努力義務を課すことになっています。「合理的配慮」とは、著しく均衡を逸することなく、過度の負担にならない範囲で、障害者に支援・配慮することを求めるものです。2016（平成28）年度から、障害のある子どもに対する支援・配慮が、国公立学校には義務付けられ、私立学校や民間施設などにも努力義務として課せられるようになるわけです。法律の施行に当たっては、省庁ごとに所管する事業者に対して対応指針を示すことになっており、文科省がまとめた指針はその一環です。

では、学校などにおいて禁止される障害者差別とは、具体的にどのようなものでしょうか。対応指針は、学校などにおける「不当な差別的取扱い」の具体例として、「窓口対応を拒否し、又は対応の順序を劣後させる（順番を遅らせる）こと」「（施設やそれらの）サービスの利用をさせないこと」「学校への入学の出願の受理、受験、入学……等を拒むこと」「試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外」することなどを例示しています。その一方で、「通級による指導」や特別支援学級などで「特別の教育課程を編成すること」は差別的な取り扱いにはならないとしています。

障害のある子どもに対する合理的配慮の具体例では、「発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること」や、「こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること」などといった内容を、障害の種類に応じて示しています。さらに、これらの合理的配慮は大学などでも適用されることになっており、対応指針は特に大学について「大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示す」ことを求めたうえで、入学試験における配慮、入学後の支援内容・支援体制などを、ホームページ等で「可能な限り具体的に明示する」ことを要望しています。

私立学校などでは努力義務ですが、国公立学校では合理的配慮の提供は法的義務となります。障害者差別解消法の施行に向けて、障害のある子どもたちがどのような配慮を学校に求めることができるのか、保護者を含めて一般の人々も理解しておくべきでしょう。

（提供：Benesse 教育情報サイト）

10歳女児が原告 虐待対応怠り、児相を提訴 家族から暴力

産経新聞 2015年9月14日

長崎市の女子児童（10）が母親と祖母から虐待を受けたと通報があったにもかかわらず、県長崎子ども・女性・障害者支援センター（児童相談所）が適切な対応を怠り、虐待が続いたとして、女児が原告となり県に慰謝料50万円を求めて長崎地裁に提訴した。

女児の未成年後見人の弁護士によると、提訴は7月23日付。女児は平成22年4月ごろ、母親に肩をライターであぶられた。治療した病院から通報を受けた児相は母親と面談して指導に乗り出したが3回目以降は母親が姿を見せず、23年3月に指導を打ち切った。

26年10月には、女兒が母方の祖母から髪をつかまれ、約1メートル引きずられた。女兒自身が学校に相談。関係機関が対応を話し合う要保護児童対策地域協議会が開かれ、出席者の多くが児相に一時保護を要請したが、児相は応じなかった。

女兒は現在、父方の伯母のもとで暮らす。伯母が市役所を通じて弁護士に相談した。県は「係争中のため、コメントできない」としている

防災意識の向上へ 国民会議発足へ



えるためには、地域ごとにきめ細かな避難態勢を構築するとともに、国民一人一人が、自宅の耐震対策などに取り組む必要があるなどという指摘が出ています。

こうしたなか、政府は、官民を挙げて、国民の防災意識の向上を図る必要があるとして、安倍総理大臣をトップとする「防災推進国民会議」を新たに立ち上げる方針を固めました。「国民会議」には、山谷防災担当大臣のほか、経済界や労働界などの代表に加え、障害者団体や医療・福祉関係の団体などの代表者も参加し、17日、総理大臣官邸で、初会合が開かれることになっています。

NHK ニュース 2015年9月15日

政府は、首都直下地震など、大きな被害が予想される災害の発生が懸念されるなか、国民の防災意識の向上を図る必要があるとして、経済界や労働界などに加え、障害者団体などの代表者も参加する、新たな「国民会議」を発足させる方針を固めました。

首都直下地震や南海トラフの巨大地震など、大きな被害が予想される災害の発生が懸念されるなか、専門家の間からは、人的な被害を抑

えるためには、地域ごとにきめ細かな避難態勢を構築するとともに、国民一人一人が、自宅の耐震対策などに取り組む必要があるなどという指摘が出ています。

指定数の状況	東北の福祉避難所	施設数 単位:カ所		他は15年3月6月現在。かつこ内は市町村数
		震災前	震災後	
	青森(40)	22(4)	679(35)	※宮城は2014年9月末現在。
	岩手(33)	18(4)	253(25)	
	宮城(35)	177(14)	456(27)	
	秋田(25)	47(6)	251(18)	
	山形(35)	38(3)	194(22)	
	福島(59)	37(11)	320(47)	
	合計(227)	339(42)	2153(174)	

<検証命の現場>福祉避難所の指定急増

河北新報 2015年9月15日

◎東北震災後6倍に／人や物資支援が課題

東日本大震災を教訓に、災害時に特別な配慮が必要な被災者を受け入れる福祉避難所を事前に指定する自治体が、東北で急増している。各県によると全自治体(計227市町村)の約8割に当たる174市町村に上り、収容施設は計2153カ所に達する。ただ高齢者や障害者向けの民間施設が多く、通常の利用者に加えた

対応が迫られるため、負担軽減が課題となっている。

震災の前後を比較した6県の指定状況は表の通り。指定している市町村は4倍、施設は6倍以上と大幅に増えた。高齢者施設が全体の70%を占め、障害者施設も15%に上る。

震災では、バリアフリー化された福祉施設が家を失った利用者や近隣住民を受け入れ、事後的に福祉避難所に指定されたケースが多かった。

大船渡市の特別養護老人ホーム「富美岡荘」は、系列の施設と合わせ、定員の3倍に当たる最大約500人の市民が身を寄せた。職員は1カ月間、泊まり込みで対応。それでも人手が足りなかった。

震災後の片付けに忙殺された被災者から「避難所に一人にしておけない」と認知症の高齢者を預かったこともあった。運営法人の山崎和彦理事長(58)は「病歴やケアの情報がなくて困った。ずっと緊張しっぱなしだった」と振り返る。

震災時に福祉避難所となった岩手県内の施設を調査した岩手県立大非常勤講師の細田重

憲さん（68）は「福祉避難所には医師、看護師、医薬品、介護用品などさまざまな職種や物資が必要。施設だけでは限界がある。混乱する中で避難者情報の取得も難しかった」と指摘する。

震災後、東北では施設と協定を結んで災害に備える動きが加速している。

気仙沼市はことし5月、市内の18法人と協定を締結。さらに避難所への看護師や介護職員派遣に協力する法人、福祉器具を提供する法人とも協定を結んだ。

ただ受け入れ規模など具体的な協議は始まっていない。気仙沼市の介護老人保健施設「リバーサイド春圃（しゅんぼ）」施設長の吉田真一郎さん（40）は「利用者の生活を守ることが大前提。避難者家族や住民まで受け入れた場合どうなるのか」と懸念する。

マンパワー確保に向けて岩手県内では、介護福祉士らでつくる「災害派遣福祉チーム」の研修登録が進む。災害時、忙しい市町村職員の補完役として、通常の避難所から福祉避難所へ移送すべき要配慮者を振り分けることも想定する。

岩手県立大の細田さんは「県の主導で県外も含めた広域的な支援態勢を整えるべきだ。施設側は法人同士で連携を図るとともに、地域の自主防災組織と関係を築くことが重要」と説く。

◎要配慮者受け入れ

〔福祉避難所〕高齢者や障害者、妊婦ら特別な配慮を必要とする避難者を受け入れる。災害後、市町村に指定された施設は、人件費や食費などの面で災害救助法が適用される。行政は原則的に2次的な避難所と位置付け、いったん通常の避難所に収容した上で対象者を判断し、移送する方針。

警察官取り押さえ死訴訟の控訴審が結審 判決は12月21日



佐賀新聞 2015年09月14日
口頭弁論を前に、公正な裁判を訴える安永孝行さん（中央）＝福岡市の福岡高裁前

佐賀市で警察官に取り押さえられた直後に死亡した知的障害者の安永健太さん＝当時（25）＝の遺族が佐賀県に損害賠償を求めた訴訟の控訴審は14日、福岡高裁（金村敏彦裁判長）で第4回口頭弁論が開かれ結審した。判決は12月21日。

安永さんの父孝行さん（54）が意見陳述。いまだ県警から謝罪がないとして、「このまま

では同じ事件はまた起きる。取り押さえの違法性を明らかにして警察に真摯（しんし）な反省を促し、障害のある人が安心して生活できる判決を」と求めた。

安永さんは07年、佐賀市の国道で自転車を運転中、停止を求めた警察官から5人がかりで手錠を掛けられるなどして取り押さえられ、死亡した。遺族側は「警察官に注意義務違反があり、保護行為であっても行き過ぎで違法」などと一審佐賀地裁判決の破棄を主張している。

一方、県側は「交通量が多く緊迫した状況で知的障害を前提にした対応は非現実的であり、原判決の警察官の行動に対する評価が覆ることはあり得ない」として控訴棄却を求めている。

大阪・豊中の老人ホームで入所者虐待 川崎3人死亡の施設運営会社と同系列

産経新聞 2015年9月14日

大阪府豊中市は14日、市内の介護付き有料老人ホーム「アミーユ豊中穂積」で、30

代の男性職員＝懲戒解雇＝が入所者の70代女性の首を絞めるなどの虐待をし、負傷させたと発表した。



虐待があった介護付き有料老人ホーム「アミーユ豊中穂積」＝14日午後6時3分、大阪府豊中市（竹川禎一郎撮影）

施設の事業者は、介護サービス事業大手の株式会社メッセージ（岡山市南区）。同社の子会社が、高齢入所者3人が転落死した川崎市幸区の「Sアミーユ川崎幸町」を運営している。

厚生労働省は同日、介護保険法に基づき施設の業務管理体制に問題がないか調べるため9月中にもメッセージ

社に立ち入り検査する方針を決めた。

豊中市はアミーユ豊中穂積を10月1日から6カ月間、新規入所者の受け入れを停止する処分にした。

市によると、6月18日未明、元職員が女性の首を絞めるなどし、もみ合った際に女性が転倒、救急搬送されたことで虐待が発覚した。女性は、頭部に3週間のけが。元職員は傷害容疑で現行犯逮捕された。

元職員は同じ女性に対して5月にも2回、頭部を平手打ちするなどしていた。女性は深夜に居室を抜け出して施設内を徘徊することがたびたびあったという。元職員は市の調査に「女性が言うことを聞いてくれず、カッとなってしまった」と話している。

一方、川崎市は14日、16日に「Sアミーユ川崎幸町」に立ち入り、高齢者虐待防止法などに基づく監査を実施すると発表した。市の立ち入り調査は、職員による虐待を調べた7月13日以来で、転落死の調査としては初めて。3件の転落死のほか、職員による虐待や窃盗事件などの事実関係、施設側の管理・運営体制も調べる。

厚木男児遺棄事件きょう初公判 不明児童「捜すの困難」 東京新聞 2015年9月15日

昨年五月、厚木市のアパートで斎藤理玖（りく）ちゃん＝当時（5つ）＝の白骨化した遺体が見つかった事件で、殺人などの罪で起訴された父親の斎藤幸裕被告（37）の裁判員裁判が十五日に横浜地裁で始まる。死後七年以上所在を確認できなかったため、児童相談所の職員が増員されたが、行政が子どもの行方を把握する難しさは今も解消されていない。（山田祐一郎、猪飼なつみ）

「警察に相談したら数日で発見され、迅速さに驚いた。もっと情報共有をしていれば、危機感を持っていただくと職員一人一人に衝撃が大きかった」。厚木児童相談所子ども支援課の佐久間てる美課長が話す。理玖ちゃんは二〇〇四年に迷子として厚木児童相談所で一時保護されたが、家庭訪問は行われず、〇七年ごろに栄養失調で死亡。厚木市も小学校に通っていないことを把握したが、居場所をつかめなかった。

児童虐待相談数と児童福祉司数



厚生労働省によると、全国の児童虐待の相談が一昨年までの十五年で六・三倍に増えたのに対し、児童福祉司は二・三倍。神奈川県の見証委員会は「職員配置が十分に進んでいない」「『きっとどこかで暮らしているはず』』と思ひ込んで危機感を持てなかった」と指摘した。

県は今年四月に児童福祉司を六十人から十人増やし、年に二回は支援が必要な児童を点

検するようにした。厚木児相でも八人から十一人に増員され、一人当たりの業務量は減少。疑いがあれば、児相や警察、市、医療機関でつくる「要保護児童対策地域協議会」に報告するルールもできた。

それでも、不明児童の所在を突き止めるハードルは高いという。「住民票を移さず、転居して小学校入学前に所在不明となったケースは特に捜すのが困難」と佐久間課長。厚労省の昨年十月までの調査でも、全国で百四十一人、同県で十六人の所在が分からないままだった。

NPO法人「児童虐待防止協会」（大阪市）の津崎哲郎理事長は「児相が理玖ちゃんを一日保護し、母親も夫のDVなどを訴えていたにもかかわらず、放置したことが一番の問題」と指摘。関係機関の連携に加え、異変に対する職員の感度が重要とみる。

十五日から始まる斎藤被告の公判は、児相を管轄する県の担当者も参考のために傍聴するという。

◆殺意の有無争点 初公判で被告殺人罪否認へ

斎藤幸裕被告は、理玖ちゃんに適切な食事を与えず治療を受けさせずに放置して栄養失調で死亡させたなどとして起訴された。15日の初公判では「殺意はなく、保護責任者遺棄致死罪にとどまる」などとして、殺人罪については否認するとみられる。殺意の有無が争点となる見込みで、審理は判決まで1カ月以上行われる予定。

妊娠前糖尿病、臓器形成の遺伝子に影響か

読売新聞 2015年9月14日

九州大の目野主税教授（発生生物学）らの研究グループは、妊娠前からの糖尿病によって胎児に生まれつきの心臓病が生じる仕組みを解明したと発表した。

8日付の米科学アカデミー紀要（電子版）に掲載された。妊娠前から糖尿病があると、胎児に心臓などの先天異常のリスクが高まることが知られているが、その仕組みは分かっていない。

グループは糖尿病のモデルマウスを使って実験。妊娠初期に、心臓や消化管の元になる細胞が左右逆に形成されるなどの異常が見られ、正常な臓器を形成するために働く遺伝子が消失していることがわかった。

目野教授は「妊娠初期に一時的でも血糖値が高くなると、内臓の形成に影響を及ぼす高い可能性が示唆された。妊娠前からの血糖値の管理が先天異常の予防に重要なことが改めて示された」と説明している。

財務省給付案、消費増税分賄えず…大半の家庭

読売新聞 2015年09月15日

財務省がまとめた消費税率10%時の負担緩和策は、多くの国民にとって増税負担が給付額を上回る見通しであることが分かった。

負担緩和対象の「酒類を除く飲食料品」（外食を含む）の税率2%に相当する負担増分は給付で補えず、一定の給付金がばらまかれる制度となる懸念が大きい。財務省は5月、生活必需品の消費税率を低くする軽減税率制度を導入する場合の試算として、年収に応じた五つの世帯モデルを総務省の家計調査に基づいて示した。

この世帯モデルによると、年収が最も低い「251万円以下」の世帯（世帯の平均人数1・36人）は、「酒類を除く飲食料品」に年間約44万5000円を使っており、増税で消費税（2%分）の負担が年8470円増える。財務省案の「1人あたり年4000円」が給付されると、世帯全体の給付額は年5440円となり、負担増分を補えない。

